

1月定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年1月21日（火）午前10時～10時27分
2. 開催場所 宇部市男女共同参画センター・フォーユー 2階 第1・2講習室
（宇部市琴芝町一丁目2番5号）
3. 出席委員 会長 原田 秀一
委員 内山 信行、江本 政彦、河崎 貫一郎、正司 浩幸、
村田 信男、磯部 恵子、関谷 利彦、原野 英雄、
野村 文雄、阿部 利男、岡田 保子、壹岐 浩二、
大草 知子
・・・（14人）
4. 欠席委員 職務代理 上田 直樹
委員 河村 守浩、縄田 加奈江、富永 茂巳（4人）
5. 議事日程
第1 議事録署名委員の指名
第2 付議事項
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について
議案第3号 非農地証明について
議案第4号 農用地利用集積計画（案）の審査について
議案第5号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見について
議案第6号 農地利用最適化推進委員の辞任願について
議案第7号 農地利用最適化推進委員の欠員の補充について

第3 報告事項
報告第1号 農地使用目的変更届について
報告第2号 農地法第18条の規定による賃貸借契約の解約通知について
6. 事務局 藤原局長、石川局長補佐、高瀬係長

議 長： 定刻となりましたので、1月の定例総会を開会します。
事務局から諸般の報告をお願いします。

事務局： それでは諸般の報告をします。
本日の出席人数ですが、ただ今の出席委員は14人です。
欠席は4名となっています。欠席者からは事前に連絡をいただいています。
本日の議事は、議案第1号から第7号までの付議事項30件及び報告事項3件
となります。なお、議案第6号及び第7号は追加議案となっています。
以上で報告を終わります。

議 長： 本日の委員18人中14人出席ですので、総会は成立しています。
本日の議事録署名委員については私から指名します。
東岐波地区の正司委員、楠地区の壹岐委員をお願いします。
なお、書記については、事務局職員に対応させます。
ただ今の事務局報告に質疑等はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長： それでは、これより議事に入ります。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局： 議案書は1ページの旧市地区の議案、38番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長： 旧市地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 旧市地区よろしいですか。

内山委員： はい。問題ありません。

議 長： 採決に入ります。旧市地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、38番は、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は3ページから8ページの厚南地区の議案、39番から41番まで3件あります。3件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長： 厚南地区の3件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 厚南地区よろしいですか。

河崎委員： はい。問題ありません。

議 長： 採決に入ります。厚南地区の3件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、39番から41番までは、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は9ページの小野地区の議案、42番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。なお、関連して報告第2号の1があわせて提出されていますので、申し添えます。以上です。

議 長： 小野地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 小野地区よろしいですか。

野村委員： はい。問題ありません。

議 長： 採決に入ります。小野地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、42番は、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は11ページから16ページの楠地区の議案、43番から45番まで3件あります。3件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。なお、45番に関連して報告第2号の3があわせて提出されていますので、申し添えます。以上です。

議 長： 楠地区の3件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 楠地区よろしいですか。

壹岐委員： はい。問題ありません。

議 長： 採決に入ります。楠地区の3件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、43番から45番までは、許可します。
次に、議案第2号、農地法第5条の規定による転用許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は17ページの東岐波地区の議案、127番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。なお、転用目的が太陽光発電設備となっていますが、自治会長および近隣地権者からの了承を得ており、資料送付したものについては地権者に届いていることを確認しています。また、太陽光発電事業に関する申請要領の条件も満たしていることを確認しています。以上です。

議 長： 東岐波地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 東岐波地区よろしいですか。

正司委員： はい。問題ありません。

議 長： 採決に入ります。東岐波地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、127番は、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は19ページから26ページの西岐波地区の議案、128番から131番まで4件あります。4件について、事前質問はありませんでした。また、立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。なお、129番、130番、131番は転用目的が太陽光発電設備となっておりますが、自治会長および近隣地権者からの了承を得ており、また、太陽光発電事業に関する申請要領の条件も満たしていることを確認しています。以上です。

議 長： 西岐波地区の4件について、質問、意見等ありますか。

大草委員： 近隣所有者等への説明状況について質問ですが、対象者が議案によって自治会長と地権者であったり、あるいは水利組合長と農業委員であったりしていますが、誰に説明をするというのは定められているのではないですか。

議 長： 自治会長は地区全体のところを管理していますので、一応自治会長の方には報告しなければならない。次に水利組合というのが田んぼであれば絡んできますので水利組合等にも話をしなければならない。そして近隣の農地、隣接地の地主に対しては説明しなさいと定めています。これは将来的に揉めたりする可能性があるからですが、申請地周辺の状況によって説明する対象者は多少変わってきます。

大草委員： 議案書を見ますと、田んぼの隣にあるような場所でも水利組合長には説明していなかったり、隣接農地の地権者に説明していなかったりが見られます。例えば議案書25頁によると、説明されてOKもらっているのは自治会長と地権者3名のみと記載されていますが、隣接地権者だとか水利組合は同意されているという事で大丈夫ですね。

事務局： すみません。大草委員のご指摘通り、議案書には水利組合の方に説明したと書いてございませんので、もう一度確認して、説明未了であれば水利組合の方へしっかりと説明をするように指導致します。今回はこれで審議をお願い致します。以上です。

議 長： 西岐波地区よろしいですか。

村田委員： はい。問題ありません。

議 長： 採決に入ります。西岐波地区の4件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、128番から131番までは、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は27ページから32ページまでの旧市地区の議案、132番から134番まで3件あります。3件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。なお、134番は転用目的が太陽光発電設備となっておりますが、周辺住民および自治会長からの了承を得ており、また、太陽光発電事業に関する申請要領の条件も満たしていることを確認しています。以上です。

議 長： 旧市地区の3件について、質問、意見等ありますか。
(質問、意見なし)

議 長： 旧市地区よろしいですか。

内山委員： はい。問題ありません。

議 長： 採決に入ります。旧市地区の3件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、132番から134番までは、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は33ページの厚南地区の議案、135番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議 長： 厚南地区の1件について、質問、意見等ありますか。
(質問、意見なし)

議 長： 厚南地区よろしいですか。

河崎委員： はい。問題ありません。

議 長： 採決に入ります。厚南地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、135番は、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は35ページから40ページまでの楠地区の議案、136番から138番まで3件あります。訂正表にありますとおり、138番の転用目的および近隣所有者等への説明状況に訂正があります。3件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。なお、138番は、転用目的が太陽光発電設備となっておりますが、隣接地所

有者、近隣住民および自治会長からの了承を得ており、資料送付したものについては、1件は宛先不明で戻ってきていますが、その他は地権者に届いていることを確認しています。また、太陽光発電事業に関する申請要領の条件も満たしていることを確認しています。以上です。

議 長： 楠地区の3件について、質問、意見等ありますか。

原野委員： 申請の面積がだいぶ小さくなっておるんですけども、規模は変わっていないみたいに見えるんですけども。これは設置が出来るのでしょうか。

事務局： こちらは、転用面積1,893㎡にパネル427.39㎡を設置するものですが、本来、転用目的の欄にはパネル設置面積である427.39㎡と記載すべきところを間違えて転用面積の1,893㎡と記載していたものですので、訂正表のとおり訂正させていただいたものです。以上です。

原野委員： あ、そうなんです。はい、了解です。

議 長： 楠地区よろしいですか。

阿部委員： はい。問題ありません。

議 長： 採決に入ります。楠地区の3件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、136番から138番までは、許可します。
次に、議案第3号、非農地証明申請について、一括して上程します。
事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は41ページから52ページの議案、69番から74番までの6件です。いずれの議案も、事前質問はありませんでした。申請地の現況は、議案書に記載のとおりです。以上です。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。本件について、議案書記載のとおり証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、全件について承認・証明することとします。
次に、議案第4号、農用地利用集積計画(案)の審査について、上程します。
今日は縄田委員がお休みですので、事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は、53ページから59ページです。本件について、事前質問はありませんでした。農業経営基盤強化促進法に基づく、農地の貸借による利用権の設定の審査です。内容は議案書に記載のとおりです。以上です。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

議 長： 採決の前に該当地区ごとに取りまとめたいと思います。
東岐波、厚南、小野、吉部の委員さん、よろしいでしょうか。

(該当地区委員異議なし)

議 長： 分かりました。それでは採決します。
本件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第4号は原案どおり決定します。
次に、議案第5号、農用地利用集積等促進計画(案)について、上程します。
事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は、60ページから63ページまでです。
該当農地の貸付先への配分について意見を求められております。これは、中間管理機構である、やまぐち農林振興公社に管理権が設定されており、中間管理機構が管理権を有する農地について、権利設定を行う場合は農業委員会の意見を聞くこととされていることに伴うものです。いずれも●●●●●に再設定するものですが、中間管理機構が管理権を有する農地であるため促進計画のみとなります。また、47番以降に関連して報告第2号の2があわせて提出されていますので、申し添えます。以上です。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

議 長： 小野の委員さん、よろしいでしょうか。

野村委員： はい。問題ありません。

議 長： 分かりました。それでは採決します。
本件について、「意見なし」として回答することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、本件については承認します。
次に、議案第6号、農地利用最適化推進委員の辞任届について、上程します。
事務局、説明をお願いします。

事務局： 資料は別紙となります。
令和6年12月25日に、東岐波地区推進委員の結城委員より、宇部市農地利用最適化推進委員の辞任願が会長あてに提出されました。農業委員会等に関する法律第23条の規定に従い、辞任の可否についてこの場で御審議いただくため、上程するものです。なお、健康上の理由は辞任の正当な事由として差支えないと判断します。
以上です。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

議 長： 東岐波地区よろしいですか。

正司委員： はい。

議 長： それでは採決します。
本件について、事務局案に賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、本件については承認します。
次に、議案第7号、農地利用最適化推進委員の欠員の補充について、上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 先ほど議案第6号で辞任による欠員が認められましたので、辞任願のとおり結城委員は令和6年12月31日付で辞任となります。

欠員の補充についてですが、宇部市の条例では最適化推進委員の定数は17人となっております。10月の総会で審議いただいた笠井委員とあわせて2名の欠員となりますが条例上問題なく、法律上も欠員が生じたことにより農業委員会の所掌事務を適切に処理できなくなる限り補充をする必要はないと解釈されています。また、このことについて、東岐波地区の地区協議会でも当面は3名で業務を進めていくことを確認していますので、今回は欠員による補充は行わないこととしたいと考えます。

以上です。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

議 長： 東岐波地区よろしいですか。

正司委員： はい。

議 長： それでは採決します。
本件について、事務局案に賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、最適化推進委員の欠員の補充は行わないこととします。
付議事項は終わりました。
次に報告事項に入ります。事務局、説明をお願いします。

事務局： 総会報告事案は3件あります。順に説明いたします。

報告第1号、議案書は65ページから68ページまでです。訂正表にありますとおり、1件目2番の埋立の期間に訂正があります。1件目、2件目ともに東岐波地区に所在する農地所有者から、田を畑とする旨の届出に伴う報告です。

3件目、報告第2号、議案書は69ページから80ページまでです。農地の賃貸借の「合意による解約」の通知があった旨の報告です。69ページ、70ページは先に説明しました議案第1号3条申請の42番に関連し、71ページから7

8 ページは議案第 5 号に関連、79 ページ、80 ページは議案第 1 号 3 条申請の
45 番に関連する報告です。
以上です。

議 長 : ただいまの報告事案について質問等はよろしいですか。
これは報告事項であり了解いただきたいと存じます。
事務局から連絡等はありませんか。

(事務局から次回日程、令和 7 年度総会日程、視察研修の出欠について連絡)

議 長 : すべての議事が終わりました。
これを持ちまして、1 月定例総会を閉会します。

(終了時間 10 : 27)